

一関地区広域行政組合議会定例会規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、一関地区広域行政組合議会定例会条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第3号）第2条の規定に基づき、定例会を招集すべき月を定めるものとする。

(招集の月)

第2条 定例会は、毎年3月及び9月にこれを開く。ただし、特別の必要があるときは、前月に繰り上げ、又は翌月に繰り下げて開くことができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。